

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

多様なつながり創出・交流再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県玉城町

3 地域再生計画の区域

三重県玉城町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

I. 関係人口等の交流の拠点が無い

当町に興味・関心を持ち、町の成長・発展に寄与する関係人口、いわゆる“玉城ファン”を創出するため、令和3年度ファンクラブを創設した。“玉城ファン”は令和4年12月末現在1,329名まで増加してきたが、それらが相談したり、町を訪れた際に気軽に集い、地域住民と交流したりできる場（拠点）がない。

II. 関係人口等の深化・拡大に向けた魅力発信・コンテンツが十分でない

町では令和3年度に観光協会を設立し、町の魅力発信や観光案内に向けて活動を進めているものの、関係人口化を訴求するための地域資源を活用した観光コンテンツや魅力発信など、玉城ファンの深化・拡大の取組みが必要である。

令和3年の当町への入込客延数は182,960人である。一方、隣接する伊勢市への入込客延数は8,549,450人と大差があり、JR駅別旅客乗車人員を比較しても、田丸駅は8,377人であるのに対し、伊勢市駅は110,228人である。伊勢志摩地域への旅行者は宿泊が60.3%と他地域と比べ高く、また宿泊者は他地域にも立ち寄る「立寄り率」が高い傾向となっているものの、周遊客の取り込みに苦慮している。（令和3年三重県の観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告、令和4年刊三重県統計書に基づく。）

以上のことから、関係人口化に向けて充実した活動展開を行うため観光交流拠点を整備することが必要不可欠である。

III. 町民の交流活動の低下によりつながりが希薄化し、にぎわいが低迷している

町内には地域住民が気軽に集い、交流できる場が少なく、こうした場の創設は令和4年度に実施した「『田丸駅交流施設（仮称）』の設置に関するアンケート」においても53%と、カフェ・売店等に次ぎ2番目に高く、地域住民を対象にしたワークショップにおいても上位の希望となっている。また、日々利用する学生にとっては通過施設に過ぎず、交流時間が生み出される有効な場とならず、郷土愛の醸成につながっていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【背景】

三重県度会郡玉城町は県南部の伊勢志摩エリアに位置し、伊勢神宮の宿場町として、また熊野古道伊勢路や伊勢本街道が交わる交通の要所として栄えたまちである。まちにはJR田丸駅を中心に町のシンボルである田丸城跡をはじめ、町指定文化財の「玄甲舎（げんこうしゃ）」や街道の面影を残す街並みなど、歴史・文化資源が点在している。また、基幹産業である農畜産業では、温暖な自然環境を活かして畜産業や多彩な農産物が生産されている。

当町の人口動向を見ると、平成27年の国勢調査の15,431人をピークに、令和2年の調査で初めて減少に転じた。特に若年層の転出超過や出生率の低迷により、今後、人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる。一方で、町内の小規模宅地開発により流入人口の増加が期待されており、民間調査による住み心地や幸福度ランキングで県内上位に位置するなど発展可能性も期待できる状況である。

こうした状況に対応するため、町では玉城町版総合戦略に基づき移住・定住促進や関係人口の拡大に向けた事業を実施するとともに、地方創生推進交付金を活用した「玉城ファンづくりに向けた関係人口の創出・活用事業」を通じて町外からまちの発展に貢献する“玉城ファン”の取組みを進めるなど、“外の人をつながり”に注力した施策を展開している。

さらに、流入人口の増加に伴い地域のつながりの希薄化や高齢化による地域力の低下が懸案事項となっており、前述した“外の人をつながり”により獲得した関係人口等の受入体制の充実が必要であることから“内の人をつながり”の強化を目指し、別途地方創生推進交付金事業を展開している。

このような状況の中、町で唯一の駅であるJR田丸駅の駅舎が老朽化により取り壊されることとされた。駅は日々の買い物や通勤通学を通して交流する地域コミュニティの場として、また町内外の人をつなぐ玄関口としての役割は大きく、町内外の人々が気軽につながり合い、生き生きと過ごせる拠点として整備する必要がある。

【目指す将来像】

JR田丸駅取り壊しの跡地に関係人口を中心とした多様なつながりの創出・交流の拠点として「(仮称)田丸駅交流施設」を新築する。当該施設の利活用により地域内外の交流促進、関係人口・交流人口の増加を図り、玉城ファンの深化・拡大や地域活動の活性化につなげる。

【数値目標】

K P I ①	交流施設利用者数						単位	人
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ②	収益事業につながる新規サービス・商品の開発数						単位	個
K P I ③	関係人口拡大イベントの参加者数						単位	人
K P I ④	-						単位	-
K P I ①	8,000.00	0.00	1,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	7,000.00	
K P I ②	0.00	0.00	1.00	3.00	3.00	3.00	10.00	
K P I ③	0.00	20.00	100.00	20.00	10.00	0.00	150.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	-	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備タイプ（内閣府）：【A3016】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

多様なつながり創出・交流拠点「田丸駅交流施設」整備事業

③ 事業の内容

「（仮称）田丸駅交流施設」を新築し、関係人口・交流人口をはじめとした多様な人々が気軽に集い、つながる場として、誰もが自由に使用できる交流スペースを整備し、地域内外・多世代交流を創出、促進する。

1. 当町の歴史・文化の地域資源や多彩な農畜産物と、ヒトのつながりを活かした体験機会の創出

①施設内での体験イベント

・古くはお伊勢参りの土産としても大流行した擬革紙の御朱印帳づくりやコースターづくり体験、町の紙切り名人の名人芸観賞と昆虫づくり体験、玉城ブランド認定の「玉城豚」試食体験、イチゴ食べ比べ体験等、当該施設内で体験イベントを実施する。

②整備施設を拠点とした体験型イベント

・当該施設を出発点として田丸城跡や「玄甲舎」、旧城下町を語り部と巡るウォーキングイベント等、整備施設を拠点とした体験型イベントを実施する。

これらにより、関係人口同士、関係人口と地域住民などが交流できる仕組みを構築し、関係人口の深化・拡大や地域住民の郷土愛の醸成につなげるとともに、施設の安定運営につなげる。

2. 観光魅力発信や関係人口化の拠点としての活動

①デジタルサイネージ設置による魅力発信

施設内及び施設外（ホーム側）にデジタルサイネージを設置し、当町の魅力PRを実施する。

・続100名城である田丸城跡や伊勢神宮の摂社・末社、国指定文化財の十一面観世音菩薩が安置されている田宮寺、日帰りハイキングコース等の観光スポットの紹介を行う。

・玉城豚、イチゴ、柿、ブドウ、米といった恵まれた自然が育む特産物・食のPRを実施する。

・前述の体験や「玄甲舎」での抹茶体験、玉城豚を使ったソーセージ作り体験、イチゴ狩りといった当町ならではの体験の案内・PRを実施する。

以上のような観光案内及び情報発信を行い、地域外の人々が立ち寄りたくなる仕掛けを講じる。その他、地域住民、団体等が主体的に情報発信できる仕組みを構築し住民との協働による魅力発信を行う。

②観光交流・関係人口化の拠点活動

・施設内には町観光協会が入居し、上記の体験型イベントの実施及び観光魅力発信の他、SNSでの情報発信等により、交流人口の取り込み、関係人口化の拠点として活動を行う。

3. 特産品等販売用自動販売機を設置

・施設周辺にいわゆる売店がないことを踏まえ、特産品等販売用自動販売機を施設内に設置し、観光客向けには季節の農産物や加工品、伝統工芸品等を、地域住民向けにはアンケート、ワークショップで出されたニーズを反映した軽食、菓子類等を販売し、利用者の満足度向上と自己収入の増加を促進する。

その他、施設にはフリーWi-Fiを整備し、高校生の滞在交流時間を生み出すとともに、オンラインによる体験交流会等、関係人口化に向けた取組みを充実・強化する。

上記に合わせて、周辺エリアを巻き込んだ活性化の取組みを進め、まちの持続的発展につなげる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

- ・玉城町にはキラークンテンツとなる観光資源は少ないものの、お伊勢さんや街道文化、またそれらに紐づく産業や伝統工芸など、歴史文化にまつわる観光と言える。このことから、体験やヒトの関わりを活かした「資源×つながり×人」の取組みを進めてきた、観光協会の活動を強化・充実し、関係人口の深化・拡大、交流を実現する拠点整備を目指す。
- ・関係人口や施設利用者への物品販売、町特産品の販売の収入を安定化させることで自立を目指す。
- ・地域団体等が施設にてイベント等実施する際の施設使用料については、供用開始1～3年は試行期間として無料を想定しており、利活用の定着を図った上で4年目以降の有料化を検討する。

【官民協働】

- ・玉城町観光協会が施設の管理・運営を行う。町観光協会は町の観光振興を中心に事業を行っており、公益性も認められる。町観光協会と、町まちづくり（関係人口）担当部署、観光振興部署が緊密に連携し、円滑かつ有効な事業管理、運営を推進する。
- ・推進交付金事業で関係人口として協働した首都圏の企業人材等と連携し、関係人口と地域住民との交流イベントを実施するなど、交流の拠点化を図る。

【地域間連携】

- ・田丸駅（参宮線）沿線の市町（伊勢市、度会郡、多気郡）等との連携を強化し、観光誘客及び交流促進に向けた情報発信や取組みを行う。
- ・伊勢志摩定住自立圏内の市町と連携し、町の魅力発信を行う。

【政策間連携】

【教育・文化】

本施設を拠点として、包括連携協定を締結している大学等と連携し、リカレント教育を実施し学びを通じた交流を実践する。

【観光】

施設を田丸城跡や玄甲舎などをつなぐ周辺エリアの拠点として、観光資源の情報発信、特産品の販売により、交流人口の拡大、関係人口の深化・拡大を促進する。

【農畜産業】

町の特産品である農畜産物や伝統工芸品等の特産品自動販売機で販売することで、特産品及び町の認知度を向上させ、町農畜産業の活性化につなげる。また、担い手不足の解消や就農のきっかけづくりにつなげる。

【まちづくり】

施設での関係人口、地域住民の交流を通じて、コミュニティの活性化につなげる。

【デジタル社会の形成への寄与】

内容①

デジタルサイネージを活用した町の魅力発信

理由①

関係人口化を訴求するための魅力発信・コンテンツが充実することで、誘客促進、関係人口化につなげ、将来的な移住・定住人口の増加に寄与する。

内容②

オンライン交流、施設の利活用向上のためフリーWi-Fi設置

理由②

交流施設において、フリーWi-Fiを完備することにより、利便性向上による施設利用者の増加、施設利用者の滞在交流環境の向上、オンライン交流の実施等が期待でき、デジタル基盤整備につながる。

内容③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 7 月

【検証方法】

事業進捗やKPIの達成状況等取りまとめ、外部有識者会議（地方創生会議）で検証を行う。

【外部組織の参画者】

玉城町商工会、三重大学、玉城郵便局、連合伊勢志摩地域協議会、三重県庁等、当町における地方創生事業に関して知見を有する専門家で構成する。

【検証結果の公表の方法】

町ホームページへ掲載し、広く公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3016】

総事業費 90,580 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 交流施設周辺の環境整備

ア 事業概要

多世代交流・つながり創出拠点とするとともに、田丸エリアの活性化につなげるため、施設外構、周辺の環境整備を行うもの。

イ 事業実施主体

三重県度会郡玉城町

ウ 事業実施期間

2024年4月1日から2028年3月31日まで

(2) 関係人口活用プロジェクトの推進

ア 事業概要

令和2年度から地方創生推進交付金を活用し、関係人口創出・活用事業を推進してきた。その中で、試行実施してきた関係人口（首都圏企業人材+出身大学生）と地域住民がチームとなり、地域課題解決に向け取り組む事業を継続発展し、関係人口が地域づくりの担い手となり、持続可能なまちづくりにつなげるもの。

イ 事業実施主体

三重県度会郡玉城町

ウ 事業実施期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

(3) 地域活性化起業人の活用推進

ア 事業概要

事業の活性化と自立した運営を目指すため、地域活性化起業人を採用するもの。

イ 事業実施主体

三重県度会郡玉城町

ウ 事業実施期間

2024年4月1日から2028年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。